

令和2年（2020年）8月31日

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策（第2弾追加） ～新生児子育て応援給付金を支給します～

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市独自の施策として、特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた子どもを対象に新生児子育て応援給付金として5万円（新生児一人当たり）を支給します。

1. 対象者

次の要件をすべて満たす子ども

- ① 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子ども
- ② 出生届時、大阪狭山市の住民基本台帳に記録され、かつ申請時点まで引き続き大阪狭山市の住民基本台帳に記録されている子ども

2. 給付額

対象となる子ども1人につき、5万円

3. 申請者

対象者と同一世帯に属する、対象者の父または母
対象者の属する世帯の世帯主

4. 受付開始日

令和2年10月1日から（予定）

5. 事業費（予算額）

25,206千円

問い合わせ 子ども政策部子育て支援グループ（担当／樽本（くれもと）） ☎072-366-0011